

事業所各位

(社)福岡県労働基準協会連合会柳川支部  
柳川労働基準協会 会長 吉開 元治**玉掛け技能講習会実施(ご案内)**

ご承知のように労働安全衛生法により、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン等に玉掛け作業を行うには、玉掛け技能講習修了の資格を持っている者でなければ就業出来ません。つきましては、福岡労働局の登録教習機関、(社)福岡県労働基準協会連合会柳川支部として、玉掛け技能講習会を、下記の通り3日間開催しますので、この機会に是非受講されるようご案内申し上げます。

**❖日時・講習科目・講習場所**

日	時間	科目	時間数	会場
第1日目	8:30 ~ 8:50	受付		学 科
7月27日 (金曜日)	8:50 ~ 18:05	クレーン等に関する知識	1時間	
		クレーン等の玉掛けの方法	7時間	
第2日目	8:30 ~ 8:50	受付		柳川商工会館 3階大ホール
7月28日 (土曜日)	8:50 ~ 14:50	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識・関係法令・学科試験	3時間 1時間 1時間	
第3日目	7:30 ~ 8:00	受付		実 技 柳川庁舎 北側駐車場
7月29日 (日曜日)	8:00 ~ 18:15	クレーン等の玉掛けの方法	6時間	
		クレーン等の運転の為の合図 実技試験終了まで(多少時間の変動あり)	1時間 2時間	

**❖受講資格及び受講料** ※受講資格者は、18才以上の方。◎一般受講者(19H) **21,950円**(消費税込)[テキスト代 2,000円(税込)を含む]◎従事経験者(16H) }  
◎有資格者(15H) } **17,750円**(消費税込)[テキスト代 2,000円(税込)を含む]

【従事経験者】クレーン等で、つり上げ荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務(玉掛け有資格者の直接指揮の下に行う玉掛けの業務)に6ヵ月以上従事した者。又、特別教育修了者でつり上げ荷重が1トン未満の玉掛け業務に6ヵ月以上従事した者。

【有資格者】クレーン・移動式・デリッククレーン又は揚貨運転士免許ならびに、床上・小型移動式クレーン運転技能講習修了等の有資格者は、免許証・修了証の写しを添付。

**❖申 込 先** ◎柳川労働基準協会まで(柳川商工会館内)

〒832-0045 柳川市本町117-2 TEL 0944-73-7000

**❖定員及び締切日** ◎申込順に受付け、**定員40名**になり次第締め切ります。締切日**7月20日(金)****※注意事項**

- 規定の受講申請書に記入の上、50円切手と写真2枚を添付。  
(写真は無帽で上半身、2.5×3.0 cmの物、写真裏面に氏名を記載してください)
- 6ヵ月以上の補助業務経験者は、申請書の裏にも記載して下さい。
- 学科には、筆記用具、電卓、受講票(玉掛け技能講習通知書)を持参。
- 実技には、皮手袋・安全靴等・作業の出来る服装をお願いします。
- 笛がいりますので持参下さい。  
(尚、当日プラスチックの笛100円にて販売も致します。)

